

風の輪



地域自立支援協議会の風景

身近な地域の中核的役割を

此花区障がい者基幹相談 支援センター 風の輪 所長 藤野 正司

人材の確保・養成、⑤
地域の体制づくり）を
意工夫により整備し、
障がい児者の生活を地
域全体で支える体制を

地域での生活を支援

障がい者相談支援センター「風の輪」は、此花区、西淀川区ならびに東淀川区において、障がいのある人が地域であったりまえの生活ができるよう支援を行なっている。

大阪市の委託事業「障がい者相談支援センター」は、西淀川区では平成24年度から、此花区では平成27年度から受

けた。さらに、障害者虐待防止法に基づく「養護者による虐待の対応窓口」や、障害者差別解消法に基づく「事業者による障がいのある人への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」を担つてきた。

基幹センターに体制強化

障がい者を取り巻く環境の変化は、障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス受給者数の増加による支援対象者の増加、施設や精神科病院等から地域生活への移行のいっそうの推進を導き、さらには福祉課題が複雑化、多様化、深

託しており、障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なうことに加え、区内の相談支援事業者に対する

後方支援や、区役所と連携して区地域自立支援協議会の企画や運営を行なっている。

さらに、障害者虐待防止法に基づく「養護者による虐待の対応窓口」や、障害者差別解消法に基づく「事業者による障がいのある人への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」を担つてきた。

地域生活支援拠点等の整備

大阪市では、平成30年度から地域生活支援拠点等の整備が本格的に取り組まれることになったが、これは障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的

刻化するなかで、複合課題への対応が求められ、地域包括支援センター等の高齢分野や生活困窮分野等との連携強化が必要となってきた。

そこで、各区に1ヶ所設置している「障がい者相談支援センター」を、平成30年4月に「障がい者基幹相談支援センター」として位置付け、身近な地域における中核的な相談支援センターとしての役割を担うことになった。

具体的には、安心して地域で暮らせるよう、緊急時に迅速で確実な相談支援の実施や短期入所等の受け入れ体制の確保に加え、障がい者の地域での生活を支援するため、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から、グループホームや一人暮らし等への生活の場に移行しやすい支援を提供できる体制を整備することになる。

風の輪は、これまでの取り組みで少しづつ、区民や区役所・関係機関等に認知される存在となってきたが、新たな取り組みにおいても、スタッフ一丸となって、積極的に地域に出向く姿勢を忘れずチャレンジを続けていきたい。

構築することで、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制整備」を行なうこととしている。

意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を構築することで、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制整備」を行なうこととしている。

具体的には、安心して地域で暮らせるよう、緊急時に迅速で確実な相談支援の実施や短期入所等の受け入れ体制の確保に加え、障がい者の地域での生活を支援するため、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から、グループホームや一人暮らし等への生活の場に移行しやすい支援を提供できる体制を整備することになる。